

## 霧ヶ峰におけるドローン使用のあり方について

## 1 経過

霧ヶ峰でのドローン使用についての問合せは、昨年度までほとんどなかったが、今年度は十件程度あった。また、霧ヶ峰自然保護指導員（諏訪市教育委員会委嘱）から、昨年度までは見られなかったドローンの使用が今年度は確認されたとの報告があった。

今後ますますドローンの使用が一般化していくことが想定されることから、霧ヶ峰におけるドローン使用のあり方について、協議会としてどのように対応するか検討が必要である。

## 2 現行法規制（航空法関係）

## 航空法

地表又は水面から150m以上の高さの空域、空港等の周辺、人口集中地区の上空で飛行させる場合は、許可が必要。

霧ヶ峰には空港等や人口集中地域はなく、150m以上の高さの空域を飛行させる場合以外には許可不要

- 飛行場所に関わらず、以下のルールを守ることが必要。
- ・日中に飛行させること。
  - ・目視範囲内で無人航空機とその周辺を常時監視して飛行させること。
  - ・人又は建物、車両などの物件との間に距離(30m)を保って飛行させること。
  - ・祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと。
  - ・爆発物など危険物を輸送しないこと。
  - ・無人航空機から物を投下しないこと。
- 上記によらずに飛行させる場合は、承認が必要。

霧ヶ峰でも同様のルールが適用され、このルールによらない飛行には承認が必要

## 無人航空機の安全な飛行のためのガイドライン

- ・空港以外の場所でもヘリコプター等が離着陸する場所では飛行させない。
- ・第三者の上空、不特定多数の人が集まる場所の上空では飛行させない。
- ・高速道路や新幹線等の上空やその周辺では飛行させない。
- ・高压線、変電所、電波塔や無線施設等の施設とは十分な距離を保って飛行させる。
- ・鉄道車両や自動車等から、常に必要な距離を保って飛行させる
- ・航空機を確認した場合には、無人航空機を飛行させない。
- ・土地所有者が、その土地の上空での無人航空機の飛行を禁止する旨の表示を行っている場所では飛行させない。

霧ヶ峰には、グライダー場、第三者や不特定多数の人が集まる場所、高压線等の施設、車両が通る道路等が存在し、それらの場所での飛行にはガイドラインが適用

### 3 現状

(1) 霧ヶ峰におけるドローン使用に係る問合せに対しては、以下の3点を指導している。

- ア 地権者の了解をとること。
- イ 他公園利用者の迷惑となる行為とならないものとする。
- ウ 航空法等関係法令を遵守すること。

(2) ドローンの普及や事故防止の活動等に関係機関と連携して取り組んでいる「NPO 法人諏訪広域ドローン協力会」では、白樺湖におけるドローンの飛行について、地権者である財産区と覚書を交わして飛行可能エリアと飛行ルールを定めた上で、会員によるドローンの飛行を行っている。

また、同協力会では、霧ヶ峰ヒュッテが管理するグラウンドにおいて、霧ヶ峰ヒュッテの了解を得た上でドローンの飛行を行っている。

### 4 今後の検討方向

霧ヶ峰において航空法等の関係法令で定める以上の厳しい規制をかけることは困難であるが、地域の共通ルールを定めて、来訪者にマナーとして守ってもらうという方向性が考えられる。

そのため、霧ヶ峰における飛行エリアや飛行ルールなど、霧ヶ峰におけるドローン使用のあり方について、来年度に協議会で検討をすることとしたい。また、その際には NPO 法人諏訪広域ドローン協力会にも、参加していただき検討を進めたい。